

[大阪市市政](#)
[市政改革](#)
[ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営](#)
[施策・事業の見直しと再構築](#)
[施策・事業をゼロベースで見直し、再構築を進めています](#)
[市民利用施設の廃止・縮小に関する条例議決の結果とこれらを踏まえた今後の方針について](#)
[廃止・縮小する施設の廃止後の取り扱いについて](#)

## 廃止・縮小する施設の廃止後の取り扱いについて

[2013年12月25日]

SNSリンクは別ウィンドウで開きます



### 【廃止・縮小する施設の廃止後の取り扱いについては、以下の通りとします】

#### 子育ていろいろ相談センター

- 対応方針では、平成27年度から再編する各種市民利用施設の移転先の候補として保有しておき、平成26年度に活用策を決定することとしていました。
- しかし、市会において、施設の活用策を決めた上で廃止すべきであるとの議論があり、条例案が否決されたことから、平成26年度の1年間は現行どおり施設を運営しつつ、平成27年度からの施設の活用策・あり方を検討します。

#### 市民交流センター

- 対応方針では、当面2年間は暫定措置として貸室機能を一部確保しながら公募により賃貸・無償貸付をして、その後は耐震性のない5館は売却、耐震性のある5館は売却・賃貸等を検討していくこととしていました。
- しかし、市会において、各地域内の施設を統合して平成22年4月に市民交流センターを開設した経過を踏まえ、廃止時期を延期すべきであり、そのうえで存続期間中の運営経費は削減すべきであるという議論があり、条例案が修正可決され、廃止時期は平成27年度末となりました。今後、廃止後の施設の有効活用について検討していきます。

#### 生涯・市民学習センター

- 対応方針では、総合生涯学習センター(梅田)と阿倍野市民学習センターを存続させることとしていましたが、市会において、より市民の自主的な学習の場を確保するべきであるという議論があったことから、条例案を撤回・再提出し、これら2館に加えて難波市民学習センターを存続させることとしました。なお、廃止する弁天町市民学習センターは施設の賃貸借契約を終了させ、城北市民学習センターは、大阪市・府での活用や賃貸を検討していきます。

#### びわ湖青少年の家

- 売却。売却の応募がない場合は賃貸。

#### 伊賀青少年野外活動センター

- 解体に費用がかかるため、公募により建物・土地を現状で賃貸・無償貸付。応募者がいない場合は建物解体後、

土地を公募により賃貸・無償貸付。

### 環境学習センター

- 対応方針では、センターの本館・別館は、公園内にあるため売却ではなく、公募により賃貸とし、自然体験観察園はNPO等による体験学習が引続き実施できるように維持することとしていました。しかし、市会において、別館については、自然体験観察園の体験学習のための研修室や、NPO等の活動のプラットフォーム機能を有する施設として活用すべきであるという議論があり、別館は自然体験観察園とともに本市が活用し、本館は公募により賃貸とすることとしました。

### 舞洲野外活動施設

- 対応方針では、公募により売却又は賃貸(土地は賃貸)としていましたが、施設の現状及び民間事業者への需要調査を踏まえ、施設については売却(土地は賃貸)とすることとしました。

### 南港魚つり園

- 安全対策をハード・ソフト両面にわたり実施し、立入禁止としない護岸として管理することとしました。

### 南港野鳥園

- 干潟・湿地を含めて緑地として管理。なお、対応方針では、展望塔は管理者負担のない形で民間やボランティア等による管理を検討していくこととしていましたが、環境学習の場として利用できるよう、できる限り管理者負担を抑えて管理することとしました。

### 北港ヨットハーバー

- 対応方針では、公募により売却又は賃貸(土地は賃貸)としていましたが、施設の現状及び民間事業者への需要調査を踏まえ、施設については売却(土地は賃貸)とすることとしました。

## このページについてご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか

- 役に立った  どちらとも言えない  役に立たなかった

このページの内容は分かりやすかったですか

- 分かりやすかった  どちらとも言えない  分かりにくかった

このページは見つけやすかったですか

- 見つけやすかった  どちらとも言えない  見つけにくかった

このページについてご意見がありましたらご記入ください。(ここからのお問合せには回答できません。)

#### ご注意

- ご質問等については、直接担当部署へお問い合わせください。
- 市政全般に関わるご意見・ご要望、ご提案などについては、[市民の声](#) [別ウィンドウで開く](#) へお寄せください。
- 住所・電話番号など個人情報を含む内容は記入しないでください。

送信

## このページの作成者・問合せ先

大阪市政改革室 総合調整担当

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所4階)

電話: 06-6208-9765 ファックス: 06-6205-2660

[メール送信フォーム](#)

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

|| [サイトの使い方](#) || [サイトの考え方](#) || [個人情報の取り扱い](#) || [著作権・免責](#) || [地図](#) || [ホームページ管理者](#) || [市やホームページへのご意見](#) ||

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181(代表) ▶ [地図・庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.